

平成19年9月4日（火曜日）第3回定例会

出席議員（18名）

1番	伊藤忠男	議員	2番	石山忠	議員
3番	辻登代子	議員	4番	工藤吉雄	議員
5番	杉沼孝司	議員	6番	國井輝明	議員
7番	木村寿太郎	議員	8番	鴨田俊廣	議員
9番	佐藤毅	議員	10番	柏倉信一	議員
11番	鈴木賢也	議員	12番	松田孝	議員
13番	新宮征一	議員	14番	高橋勝文	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	石川忠義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課長(併) 選挙管理委員会 事務局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課 財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花緑せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 生涯学習課長	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 生涯学習課長	清野健	農業委員会 事務局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第 1 号

第 3 回定例会

平成 19 年 9 月 4 日 (火曜日)

午前 9 時 30 分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- ” 2 会期決定
- ” 3 諸般の報告
- (1) 定例監査結果等報告について
- ” 4 議第 4 2 号 寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- ” 5 議案説明
- ” 6 委員会付託
- ” 7 質疑、討論、採決
- ” 8 議第 4 3 号 表彰について
- ” 9 議案説明
- ” 10 委員会付託
- ” 11 質疑、討論、採決
- ” 12 報告第 6 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- ” 13 認第 1 号 平成 18 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- ” 14 認第 2 号 平成 18 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 15 認第 3 号 平成 18 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 16 認第 4 号 平成 18 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 17 認第 5 号 平成 18 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 18 認第 6 号 平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 19 認第 7 号 平成 18 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- ” 20 認第 8 号 平成 18 年度寒河江市財産区特別会計 (高松、醍醐、三泉) 歳入歳出決算の認定について
- ” 21 認第 9 号 平成 18 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 22 認第 10 号 平成 18 年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 23 議第 4 4 号 平成 19 年度寒河江市一般会計補正予算 (第 2 号)
- ” 24 議第 4 5 号 平成 19 年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 25 議第 4 6 号 平成 19 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- ” 26 議第 4 7 号 政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- ” 27 議第 4 8 号 寒河江市都市計画税条例の一部改正について
- ” 28 議第 4 9 号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- ” 29 請願第 4 号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的

改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願

日程第 3 0 請願第 5 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出に関する請願

” 3 1 議案説明

” 3 2 監査委員報告

” 3 3 質疑

” 3 4 予算特別委員会設置

” 3 5 決算特別委員会設置

” 3 6 委員会付託

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。

ただいまから、平成19年第3回寒河江市議会定例会を開会いたします。

会議を始める前に、議員並びに当局の皆様に申し上げます。

過般の議会運営委員会におきまして、エコスタイル推進期間中に合わせ、会議における服装について決定しております。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

伊藤忠男議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、5番杉沼孝司議員、15番佐藤暘子議員を指名いたします。

会 期 決 定

伊藤忠男議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。鈴木議会運営委員長。

〔鈴木賢也議会運営委員長 登壇〕

鈴木賢也議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました、平成19年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月30日及び本日9月4日、議会第2会議室において委員6名全員出席し、議長以下関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議をいたしました。

会期につきましては、提案されます議案数並びに一般質問の通告数などを勘案し、本日から9月21日までの18日間とし、その間の会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

伊藤忠男議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの18日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

平成19年9月4日（火）開会

月 日	時 間	会 議	場 所	
9月 4日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、 会期決定、諸般の報告、固定 資産評価審査委員会委員選任 議案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、表彰 議案上程、同説明、委員会付 託、質疑・討論・採決、議 案・請願上程、同説明、監査 委員報告、質疑、予算特別委 員会設置、決算特別委員会設 置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	正副委員長の互選、付託案件 審査	議 場
9月 5日(水)	休 会			
9月 6日(木)	午前9時30分	本 会 議	決算特別委員会正副委員長互 選結果報告、一般質問	議 場

月 日	時 間	会	議	場 所
9月 7日(金)		休	会	
9月 8日(土)		休	会	
9月 9日(日)		休	会	
9月10日(月)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月11日(火)	午前9時30分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月12日(水)	午前9時30分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月13日(木)	午前9時30分	總 務 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		厚 生 經 済 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
		建 設 文 教 委 員 会 分 科 会	付 託 案 件 審 査	議会図書室
9月14日(金)		休	会	
9月15日(土)		休	会	
9月16日(日)		休	会	
9月17日(月)		休	会	
9月18日(火)		休	会	
9月19日(水)		休	会	
9月20日(木)	午前9時30分	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
	予算特別委員会 終了後	決算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
9月21日(金)	午前9時30分	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

諸 般 の 報 告

伊藤忠男議長 日程第3、諸般の報告であります。

定例監査結果等報告について、このことにつきましては、お手元に配付しておりますプリントによって御了承願います。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第4、議第42号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案説明

伊藤忠男議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第42号寒河江市固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員のうち、海野善範委員が本年9月15日をもって任期満了となりますので、引き続き選任しようと提案するものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第6、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第42号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第7、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第42号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより、議第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第42号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第42号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第 8、議第 43 号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第 9、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 議第43号表彰について御説明申し上げます。

本市の発展に寄与され、市政に功労のあった方について表彰を行うため、議会の同意を得ようとするものであります。

佐竹敬一氏は、昭和62年 5 月、寒河江市議会議員に当選以来 5 期連続当選され、20年の長きにわたり議員を務められました。

その間、通算 4 年間議長に就任され、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

遠藤聖作氏は、昭和54年 5 月、寒河江市議会議員に当選以来 7 期連続当選され、28年の長きにわたり議員を務められました。

その間、2 年間副議長に就任され、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

奥山幸助氏は、市議会における選挙において、平成 3 年 8 月、寒河江市選挙管理委員会補充員に、平成 7 年 8 月、寒河江市選挙管理委員に当選され、16年の長きにわたり選挙管理委員等を務められました。

その間、2 期 8 年間、選挙管理委員会委員長に就任し、選挙の厳正かつ公正な管理執行に尽力するなど、地方自治の進展と市政の発展に大きく貢献されました。

各氏の功績、経歴等の詳細については、別紙資料のとおりであります。

なお、この件につきましては、去る 8 月20日に開催した表彰審査委員会において、全会一致をもって表彰することが適当である旨報告を得ましたので、御提案申し上げるものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第10、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第43号は委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

伊藤忠男議長 日程第11、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第43号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を省略いたします。

これより、議第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第43号は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第43号はこれに同意することに決しました。

平成 19 年 9 月第 3 回定例会

議 案 上 程

伊藤忠男議長 日程第12、報告第 6 号から日程第30、請願第 5 号までの19案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

伊藤忠男議長 日程第31、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、報告第 6 号損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年 4 月 18 日に、市有マイクロバスが保育所児童送迎のため大字中郷地内を走行中、車庫から道路に出てきた軽貨物自動車と接触した交通事故について示談を行うに当たり、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分を行ったので御報告申し上げるものであります。

次に、決算の認定について御説明申し上げます。

平成 18 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び 7 件の特別会計歳入歳出決算、並びに 2 件の公営企業会計決算について、地方自治法または地方公営企業法の定めるところにより、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものであります。

最初に、認第 1 号平成 18 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は 143 億 7,652 万 7,990 円、歳出決算額は 138 億 3,932 万 8,016 円で、形式収支及び実質収支ともに 5 億 3,719 万 9,974 円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、基金条例の規定により、財政調整基金に 3 億円、減債基金に 1 億円を積み立てし、残る 1 億 3,719 万 9,974 円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第 2 号平成 18 年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は 24 億 3,449 万 4,040 円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第 3 号平成 18 年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入歳出ともに決算額は 855 万 2,874 円で、歳入歳出差引残額はありません。

次に、認第 4 号平成 18 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は 37 億 287 万 9,733 円、歳出決算額は 35 億 9,807 万 5,417 円で、歳入歳出差引残額は 1 億 480 万 4,316 円であります。

そのうち、9,363 万 9,000 円を給付基金条例の規定により基金に積み立てし、残る 1,116 万 5,316 円は翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第 5 号平成 18 年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は 40 億 3,618 万 8,099 円、歳出決算額は 39 億 6,587 万 9,690 円で、歳入歳出差引残額、7,030 万 8,409 円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第 6 号平成 18 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

す。

歳入決算額は22億4,370万306円、歳出決算額は21億8,919万1,300円で、歳入歳出差引残額5,450万9,006円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第7号平成18年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は2,440万548円、歳出決算額は2,072万2,431円で、歳入歳出差引残額367万8,117円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第8号平成18年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

歳入決算額は80万7,403円、歳出決算額は51万3,709円で、歳入歳出差引残額29万3,694円は翌年度に繰り越しいたしました。

次に、認第9号平成18年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は23億6,818万2,227円、支出は25億2,461万7,143円で、1億5,643万4,916円の純損失となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は7,740万円、支出は1億1,507万3,521円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は3,767万3,521円となりますが、これについては過年度分損益勘定留保資金等で補填しました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度までの未処理欠損金4億6,747万1,465円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

次に、認第10号平成18年度寒河江市水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入は12億2,695万333円、支出は11億2,573万3,939円であり、7,967万9,298円の純利益となりました。

次に、資本的収入及び支出について申し上げます。

収入は6,006万1,081円、支出は6億1,123万7,402円であり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億5,117万6,321円となりますが、これについては当年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

剰余金については、剰余金計算書及び剰余金処分計算書に記載のとおり、減債積立金に1,000万円、建設改良積立金に6,900万円を積み立てし、4,982万6,916円を翌年度に繰り越ししようとするものであります。

以上、各会計の決算について御説明申し上げましたが、その他の詳細については別冊資料のとおりであります。10件の決算についてよろしく御審議の上、御認定くださるようお願い申し上げます。

次に、議第44号平成19年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、道路新設改良事業費、チェリーランド管理事業費、小学校管理事業費などを追加するものであります。

その結果、6,217万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ136億7,722万7,000円となるものであります。

以下、その大要について御説明申し上げます。

歳出予算については、第8款土木費は道路新設改良事業費1,020万円、舗装整備事業費670万円、チェリーランド公衆トイレ改修工事等に係るチェリーランド管理事業費1,189万3,000円を追加するのが主なものであります。

第10款教育費は、施設の老朽化による補修工事の増額に係る小学校管理事業費791万4,000円、中学校管理事業費661万3,000円を追加するのが主なものです。

これら歳出予算に対する歳入については、地方交付税2億2,093万1,000円、県支出金277万3,000円、繰越金3,719万9,000円等を追加し、財政調整基金繰入金を2億円減額し対応することとしました。

次に、議第45号平成19年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、療養給付費等負担金の返還に伴う償還金及び高額療養費、出産費資金貸付金を追加するものであります。

その結果、1,416万5,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ40億719万3,000円とするものであります。

次に、議第46号平成19年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、介護保険事業の財政基盤の安定化を図るため、介護給付費準備基金積立金及び過年度の介護給付費国庫負担金等返還金として償還金を追加するものであります。

その結果、6,251万9,000円の追加となり、予算総額は歳入歳出それぞれ24億8,266万2,000円とするものであります。

次に、議第47号政治倫理の確立のための寒河江市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

郵政民営化法などの施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第48号寒河江市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第49号寒河江市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

以上、6議案を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申し上げます。以上です。

監 査 委 員 報 告

伊藤忠男議長 日程第32、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。安孫子監査委員。

安孫子雅美監査委員 おはようございます。

監査委員を代表いたしまして、私から平成18年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計決算審査の結果について御報告を申し上げます。

最初に、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げますので、お手元に配付しております一般会計関係の意見書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、計数的に正確であり、予算の執行についても適正であると認められました。

また、各基金はそれぞれ設置目的に沿って運用されており、決算における計数は正確で、その執行は適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もありますので、結びの中の財務分析や市税等の収入状況について若干御説明申し上げますので、49ページをお開きいただきたいと思います。

その49ページの上から13行目あたりから記載がございますので、よろしく願いいたします。

13行目からの財務分析であります。財政力を判断する財政力指数の3カ年平均値は0.532で、前年度に比べまして0.013大きくなっております。これは、地方財政計画による歳出の圧縮で計算式の分母に当たる基準財政需要額が減少し、加えて国庫補助金負担金の一般財源化により、分子に当たる基準財政収入額が増加したためであります。

財政構造上の硬直度なり弾力性を示す経常収支比率は95.7%で、前年度に比べて0.7ポイント改善されておりますが、これは経常経費に充当された一般財源が人件費や除雪経費で減少したことと、指定管理者制度の導入により維持補修費等で減少したことが主な理由であります。

また、前年度から決算統計で採用されております実質公債費比率は23.3%で、前年度に比べ1.5ポイント上昇しております。これは、地方財政計画の縮小により普通交付税が減少したため、計算式の分母に当たる標準財政規模が縮小し、分子に当たる地方債と企業債等の元利償還金が増加したのが主な理由であります。

次に、市税等の歳入の収納状況については、前年度に比べますと、収納率は市民税が95.7%で0.2ポイント上昇しているものの、固定資産税が91.5%で1.7ポイント低下し、市税全体では93.4%、0.9ポイント低下しております。

また、国民健康保険税の収納率も81.7%で1.9ポイント低下しており、市税等の収納率の漸減傾向は続いております。

なお、保育所運営費負担金及び市営住宅使用料の収納率はともに向上しており、翌年度以降もこの傾向が継続するよう努力されることを期待いたします。

以上、平成18年度は市税の減収には歯止めがかかったものの、地方交付税は引き続き減少するなど歳入が伸びず、加えて、社会保障費や公債費等を中心に経費が増大する中で、行政改革を果敢に推進し、公債費負担適正化計画に基づき市債の借入を抑え、堅実な行財政運営に努力されてきたことを評価いたします。

次に、公営企業会計決算審査について申し上げます。お手元の公営企業会計審査意見書の1ページをまずお開き願います。

第1、審査の概要につきましては、審査の対象、期間、方法は記載のとおりであります。

第2、審査の結果につきましては、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りがなく適正であると認められました。

なお、各事業の決算諸表の表示するところにより、業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析した結果は意見書に記載のとおりであります。主な内容について若干御説明申し上げます。

先に、病院事業会計について申し上げますので、13ページの結びをお開きいただきたいと思います。

医業収支状況を前年度と比較しますと、収益は11.3%減少し、費用は5.6%の減少にとどまったため、医業収支比率は84.5%と、5.4ポイント低くなっております。

その結果、損益は1億5,643万5,000円の純損失となり、前年度より1,963万5,000円増大し、総収支比率も93.8%で1.1ポイント低下しております。

なお、当年度は負担金とは別に一般会計から補助金として9,050万円が投入されたため、不良債務の発生には至りませんでした。未処理欠損金は前年度からの未処理欠損金を加えますと4億6,747万1,000円となり、一段と苦しい経営に陥っており、一般会計にも大きな影響を与え始めております。

現在の市立病院経営の課題は、医師確保の問題、診療報酬の引き下げの問題等、一地方自治体で解決できる問題ではなくなってきております。

最近、既存自治体病院の統廃合を伴う広域的な医療体制を構築する動きや、大学医学部学生の定数増等が検討されておりますが、この新しい体制の構築までには相当長い期間を要すると思われ。その間、病院独自で実行できる対応策を立て、一定レベルの医療サービスを確保しながら新しい医療体制につなぎ、一日も早く安心できる質の高い地域医療の確立に努力されることを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

31ページの結びをお開きいただきます。

水道事業収益を前年度と比較しますと、総配水量は2.8%減少し、有収水量も2.2%減少したため、給水収益は1,684万4,000円、1.5%減少しております。

一方、事業費用は、浄水及び配給水費や企業債利息等は減少しているものの、第4次拡張事業により減価償却費及び資産減耗費や配水池解体費用等の特別損失等が増加し、全体では3,773万6,000円、3.6%の増加となっております。

その結果、純利益は7,967万9,000円で、前年度に比べ5,179万円、39.4%減少し、営業収支比率は121.4%で4.7ポイント減となりました。

営業収支比率は、ここ数年減少傾向にありますが、これは、第4次拡張事業により施設設備の価値の上昇によるもので、全体的な経営成績や財政状態はバランスのとれた状況にあります。

また、有効率も前年度に比べ0.8ポイント上昇し89.5%になり、少しずつ上昇傾向になってきております。

近年の水需要は、自然環境や社会環境の変化により増大は余り期待できない状況にありますので、これからの水道事業経営の重点は、効率的な安定経営にあると思われ。そのためには、これからも経営の合理化を進めながら経営基盤の強化と災害に強い水道施設の建設により、良質で低コストの水道水と安定供給ができるよう引き続き努力されることを要望いたします。

以上でございます。

質 疑

伊藤忠男議長 日程第33、これより質疑に入ります。

報告第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 1 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 2 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 3 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 4 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 5 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 6 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 7 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 8 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第 9 号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

認第10号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 今回の改正は、郵政公社の民営化に伴う対応であるわけでありましてけれども、これは条例の関係 3 件、47、48、49 というふうな形で出ていますけれども、契約書などの変更を要するものがあるのかどうか。もしあるとすればその件数や対応策はどのようになされるのか。

それから二つ目は、要綱、規則など変更を要するものがあるのかどうか。あるとすれば、その件数と対応策をどのように考えているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

伊藤忠男議長 総務課長。

那須義行総務課長（併）選挙管理委員会事務局長 それでは、お答え申し上げます。

郵政民営化に伴い条例の改正を要する件数はただいま御指摘のとおりであります。初めに、規則、規程等で改正を要するものは寒河江市財務規則など10件あり、10月1日の法施行に合わせ、条例とともにその改正事務に入っているところであります。

それから、契約の変更、要綱の変更、それから様式の変更と、いろいろありますけれども、これにつきましては、会計課の指定金融機関の事務及び預金の取り扱いに関する契約など、各課に相当数ありますが、これは担当課において10月1日の施行までに対応するものと、10月1日新しい会社が発足してから対応するものが出てきますので、担当課の方で全部準備を進めているところであります。以上です。

伊藤忠男議長 ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第48号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第49号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第4号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

請願第5号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第34、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第44号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第44号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

決算特別委員会設置

伊藤忠男議長 日程第35、決算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号から認第10号までの10案件については、議長及び議員のうちから選任する監査委員を除く16人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

伊藤忠男議長 日程第36、委員会付託であります。このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

平成19年9月第3回定例会

散 会 午前10時14分

伊藤忠男議長 本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。